

1 那須雪崩事故は、部活動のあり方を熟考する機会

- ・本事故を教訓とすると、山岳部を部活動として行うことが妥当なのか、疑問である。
- ・検証委員会報告書に「本件雪崩事故は、改めて教育活動に関わる関係者に対し、部活動の意義とそのあり方についてその原点に立ち返り、熟考する契機を与えているものと考えられる。」(P158)に書かれている。
- ・山岳部を部活動として行うことを前提に、再発防止は進められている。部活動としての山岳部そのものについて話し合うよう要望してきたが、実現されなかった。

2 基本的な考え方

(1) 那須雪崩事故は人災である

- ・那須雪崩事故は人災である。
- ・学校教育活動の中で、生徒や教師が命を落とすことは絶対に起こしてはならない。1回でも起こしてはならないのが学校である。それが起きている。
- ・雪崩遭難事故を教訓とし開始された春山安全登山講習会で、雪崩死亡事故により8名の尊い命を失った。積雪期登山を教える講習会で雪崩事故の死亡者を出すのは異常である。
- ・山岳部の登山活動の安全性について抜本的に見直し、部活動のシステムを見直しが必要である。

(2) 遺族は不信感を持っている

- ・遺族は、これまでのやりとりから、指導者、学校、高体連、県教委に不信感を抱いている。組織防衛的な対応や時に隠ぺいを感じさせる対応に遺族を苦しんだ。
- ・遺族の多くは、事故対応で、遺族の悲しみに寄り添った対応をしてくれる人がいないと感じている。

(3) 「安全（人命）を守る」は学校の使命であるが、そうっていない

- ・生徒、教員の安全（人命）を守ることは、学校教育の最上位の使命である。
- ・本雪崩事故は、そうっていないことを示している。
- ・100%安全な登山活動はあり得ない。山岳部活動は命の保障がされていない環境での活動であるが、それが教育活動の一環として行われている。

(4) 責任を取らない組織が継続実施している 総括もまだ完了していない

- ・主催者は事故の責任がとっていない。当時のトップは退職し、何ら責任をとっていない。
- ・登山専門部は、現在に至っても事故総括を終了していない。
- ・そうした組織が、以前と同じように活動を継続し、実施している
- ・8名の命に比べ、県教委の処分は軽すぎる。3カ月、5カ月が過ぎれば職場に復帰し、部活動の顧問にもなれる。

3 部活動全般に関わる問題

(1) 部活動への信頼が失墜

- ・この事故で、部活動が安全であるという信頼が失墜した。
- ・主催者、主管者は誰も責任をとっていないが、登山活動は継続し、実施している。
- ・事故を起こしても指導者である教師は何も語らない。

- ・保護者は信頼できる「安全システムや装置」がないと感じているだろう。

(2) 制度的にあいまいである問題

- ・高等学校では現在、各学校の実態に応じ、課外活動の一環として部活動を実施している。
- ・教科指導はその内容や形式や人材は制度的に規定されているのに対し、部活動の内容や形式や人材は、制度的に規定されていない。どの部を設置するか、どのような中身とスケジュールで活動するか、どれくらいの日数や時間で活動するかなどは、各学校の裁量に任されている。
- ・顧問教師が従うべき部活動の教科書は存在しない。大学での教職課程で部活動に関する授業は用意されていない。教師は学校現場に出てはじめて、部活動の指導と運営の方法を模索することになる。
- ・部活動は、あいまいで脆弱な基盤の上に成立している。部活動は、学校現場における実践の蓄積によって形成された慣習と呼ぶ方が適切である。
- ・部活動の実施を直接的に規定する法律は無い。学習指導要領で触れられている。
- ・部活動は「自主的」な活動である。学習指導要領に記されていることは、仮に「自主的」に部活動を実施した場合に認められる意義と注意点である。「部活動をしなさい」とは記されていない。
- ・部活動は、法律や制度として成立しているわけではなく、あくまで「自主的」な現場の慣習として成立している。
- ・法的、制度的な問題点を解決しないまま部活動は学校に丸投げされている。

(3) 学校教育に依存している問題

- ・学校教育の中での位置付けが、必ずしも確たるものとして定着していない。
- ・教員にとっても、本務というよりは付加的な職務であり、負担も多い。
- ・生徒の技量の差が顕著で指導が非常に困難さを増してきている。
- ・命を落とす危険が内包されている山岳部が部活動として行われている。

(4) 顧問の負担の問題

- ・週末も含めた部活動指導の教師の負担は大きい。部活動の多くが顧問教師の任意と善意で維持されている。
- ・部活動の顧問をしていると、土日もなく、家庭も顧みず、慢性的な多忙感、ゆとりのない生活を余儀なくされることも少なくない。授業の充実に向けての教材研究の時間も取りにくい。
- ・教師には、原則として、時間外勤務を命じることができない。時間外勤務は命じる例外が4つだけ認められているが、部活動はこの「例外」に含まれていない。
- ・平日の勤務開始時刻以前に行われる部活動の早朝練習や、勤務日でない土日・休日の活動は認められていないはずの時間外勤務になる。さらに、平日の勤務終了時刻以後に行われる放課後の部活動は、教師の法的な勤務時間には含まれない。

(5) 顧問の指導力の問題

- ・部活動指導は授業とは別の指導力が求められる。登山活動の場合には一朝一夕で安全登山を指導するノウハウや技術を学ぶことは困難である。
- ・活動経験のない部の顧問になるケースが20～30代の若手教員に多い。
- ・やむを得ず希望以外の部活顧問を引き受けざるを得ない場合の協力体制、フォローがない。

(6) ワーク・ライフ・バランスの問題

- ・慢性的な長時間の時間外勤務を強いられる学校は、いわゆる「3K職場」である。

- ・教員が従来のように一人で教科指導、生活指導、部活指導、地域連携などのすべてをこなすのは、肉体的にも精神的に無理になっている。
- ・教員が子どもと向き合う時間を保障していくことが、最重要の課題である。

4 山岳部の問題

(1) 山岳部活動の特異性

- ・校内では登山活動そのものを実施できない。登山は土日や休業期間に校外で行われる。
- ・活動場所が自然環境下であり、安全が確保された環境とは言えない。
- ・活動山域の安全管理は、学校敷地内と比べると比較にならないほど低い。命を失う危険が常にある。
- ・どこにどのような危険があるのか、リスク分析は現場を知らない素人にはできない。ましてや生徒には無理である。
- ・登山経験を持たない管理職は、現場任せにならざるを得ない。
- ・部活指導は教室での教科指導や生徒指導とはちがった指導力や統率力が求められる。
- ・顧問の誰もがリスク分析や危機管理が適切にできるとは思えない。

(2) 山岳部の設置は必要か

- ・学習指導要領で部活動の実施が規定されているわけではない。部活動は、法律や制度として成立しているわけではなく、あくまで「自主的」な現場の慣習として成立している。
- ・部活動の実施は各校の実態に応じて行われ、設置するかどうかは学校の判断である。
- ・命をかけるような活動を行う山岳部を設置することが教育上本当に必要か疑問である。
- ・生徒の安全（人命）を守ることを学校の最上位の使命とするならば、山岳部活動は設置すべき活動とは言えない。
- ・生徒は本当に山岳部活動を望んでいるのか実態が不明である。
- ・山岳部の指導に自信のある教員がどの程度いるのか実態が不明である。また、そうした教員でも、山岳部指導を希望しているのか、分からない。

(3) 生徒と教師に命をかけさせてまでなぜ行うのか

- ・生徒も教師も命を落とす危険性があるのに、学校はなぜ山岳部を継続設置するのか分からない。
- ・生徒の未来と保護者の未来を奪った責任を果たせるのか。果せる訳がない。
- ・誰のために、何のために、命をかけて山岳部活動を自主的に行うのか分からない。
- ・現在の部活システムは、安全（人命）を守ることを最優先したシステムとは言えない。
- ・生徒のためを思うなら、非常に高いレベルでの安全が確保されたシステムをつくり、実施すべきである。
- ・学校は、生徒や保護者に山岳部活動の危険性を説明しないまま実施している。

(4) 顧問が従うべき指導指針等がない

- ・指導者が基準にする指導指針、指導内容等が決められていない。指導者自らの認識と経験に基づき指導している。
- ・ガイドラインが作られて、従うべき方針が示された。しかし、教育長通知でさえ、現場では基準とならないこれまでの部活指導の実態がある。
- ・ガイドラインが現場でどれだけ実効性があるのか疑問である。

(5) 顧問になる資格もない 顧問と生徒はすぐに信頼関係をつくれないう顧問の力量を生徒も保護者も把握できない

- ・山岳部顧問は非常に高いレベルの判断力が必要である。一つの判断の間違いが生徒の命

を左右する。

- ・命の危険性がある活動でありながら、指導資格が特に決められていない。
- ・山岳部指導の専門的な学びをしてしなくて、顧問を任される。
- ・顧問は、生徒の命のかかった重圧のある環境で判断するという経験を積んでいない。また学習もしていない。
- ・定期異動により、部活顧問は穴埋め的な配置が行われている。山岳部活動の経験がない管理職は、顧問の力量を見極めることは非常に難しい。
- ・希望しない場合も顧問に配置され、自分の能力を超えたレベルでの判断を求められる。
- ・生徒も保護者も顧問の力量を把握できない。顧問ということだけで信頼するしか方法がない。
- ・顧問がかわると、顧問と生徒はすぐに信頼関係は作れない。

(6) 現在の部活動システムでは命を落とす事故を防げない

- ・現在の山岳部の活動は、学校教育活動の一環、教員だけの指導、危険な環境下での活動、顧問には非常に高いレベルの判断力が必要、顧問は山域に精通していない、顧問が一定していないなど、安全（人命）を守ることを最優先したシステムとは言えない。
- ・高体連登山専門部が主催した講習会は、責任の所在も曖昧で、意思決定が現場の限られた指導者に任せるシステムであり、現場丸投げと言える。
- ・登山専門部は教員だけで構成され、主催講習会の指導者は教員だけである。結果的には学校の部活動と同じレベルでの指導が行われていると言える。
- ・登山は一つの判断ミスが命を奪う結果になるため、教員に高い専門性を求めているシステムである。
- ・多忙な教員に、専門外である課外活動において、高い専門性を求めるのは酷と言える。

5 新しい仕組みが必要

- ・現在のシステムは、顧問に登山指導に必要な専門的な知識や技術、生徒の指導と管理、リスク分析等の危機管理など、安全登山に関する高いレベルが要求されるシステムであり、様々のところではころびができています。現在の山岳部のシステムを変更し、新たなシステム（安全を最上位に位置付けたシステム）に変更すべきです。
- ・山岳部については、高校の顧問だけによる指導を見直し、より専門性のある人達が、高校生に登山の知識や技術などを指導する新しい仕組みをつくるべきです。
- ・県高体連、登山専門部による春山安全登山講習会は、山岳部顧問が集め、山岳部生徒を指導するシステムであり、部活動と同じシステムです。
- ・県高体連及び登山専門部は、今回の事故の責任を果たしているとは言えない。高校の顧問に頼った組織で、制度的にも責任を取らないような組織です。トップが数年で入れ替わり、やめれば何も問われない。
- ・新システムは、山岳部活動を高等学校の部活動から切り離し、必要な専門家等を集めた新たな組織を作り、そこが責任を持って指導する形です。
- ・新システムでは、県教育委員会が中心的な役割と責任を持つことが必要です。
- ・新システムが実施されれば、顧問のみで生徒を引率し、登山活動を行うことはない。
- ・学校単体で行う学校行事における登山等においては、これまで同じようにガイドラインに準拠して行う。